

議第 79 号

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 9 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正され、当該条例が、従い、標準とし、参酌すべき基準が改められるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 26 年下呂市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（基本方針）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者</u>、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等及び市との連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する</p>	<p style="text-align: center;">（基本方針）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等及び市との連携に努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する</p>

改正後	改正前
<p>介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の<u>指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)</u>等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>	<p>介護予防サービス計画をいう。以下同じ。)が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの(以下「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>7</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第4項</u>各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>8</u> (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、<u>利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。)</u>を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) (略)</p> <p><u>(14)の2</u> <u>担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者</u></p>	<p><u>6</u> 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項</u>の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>(1) <u>第3項</u>各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議(担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者(以下「担当者」という。))を招集して行う会議をいう。以下同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>次号及び第22号において「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならない。</p> <p><u>(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</u></p> <p>(22)～(28) (略)</p> <p>（介護予防支援の提供に当たっての留意点）</p> <p>第32条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 単に運動機能、栄養状態、<u>口腔機能</u>といった特定の機能等の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p>	<p>(15)～(20) (略)</p> <p>(21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護（法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）、介護予防通所リハビリテーション（同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（<u>以下「主治の医師等」という。</u>）の意見を求めなければならない。</p> <p>(22)～(28) (略)</p> <p>（介護予防支援の提供に当たっての留意点）</p> <p>第32条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 単に運動機能、栄養状態、<u>口腔機能</u>といった特定の機能等の改善のみを目指すものではなく、これらの機能の改善及び環境の調整等を通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。</p>

改正後	改正前
(2)～(8) (略)	(2)～(8) (略)

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正され、当該条例が、従い、標準とし、参酌すべき基準が改められるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 指定介護予防支援事業者が事業の運営にあたって連携に努めなければならない者に、指定特定相談支援事業者を加えます。

（第2条関係）

- (2) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を開始する際は、利用者が複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを説明し、利用者が入院した場合は、担当職員の氏名及び連絡先を医療機関へ伝えるよう求めなければならないこととします。

（第5条関係）

- (3) サービス担当者会議は、利用者及びその家族の参加を基本とすることを規定します。また、担当職員は、利用者の服薬状況等を利用者の同意を得て、医師等に提供するものとし、医師等の意見を求めて介護予防サービス計画を作成した場合には、当該医師等に当該介護予防サービス計画を交付しなければならないこととします。

（第31条関係）

- (4) この条例は、平成30年4月1日から施行します。

（附則関係）